

浦幌町交通安全計画

令和3年度～令和7年度（第11次）

令和3年度

十勝郡浦幌町

ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、全国的に道路交通事故の死傷者数が激増し、社会問題と化した。

このため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、10次にわたる浦幌町交通安全計画を作成し、昭和46年以降、指定地方行政機関、北海道、浦幌町及び関係民間団体等が各般にわたる交通安全対策を強力に推進してきた結果、陸上の交通安全対策は、着実な進展を続けてきたところである。

しかしながら、近年の状況を見ると、道路交通事故件数は依然として高い水準で推移しており、今や事故そのものを減少させることが求められている。

交通事故の防止は、従来にも増して指定地方行政機関、北海道、浦幌町、関係民間団体、さらには、町民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

交通の安全に関する施策は多方面にわたっているので、指定地方行政機関、北海道、浦幌町、関係民間団体においては、相互に密接な連携を保ち、総合的かつ効果的に実施するものとする。

また、同時に交通安全に関する施策は、町民生活に直接関わるものが多く、この施策の推進にあたっては、町民の十分な理解を求めるとともに、町民の積極的な協力を得て、その効果を高めるよう努めるものとする。

目 次

第1章	計画の性格	1
1	趣旨及び根拠	1
2	位置付け及び期間	1
3	性格及び内容	1
第2章	道路交通の安全	2
第1節	道路交通事故の現状と今後の見通し	2
1	道路交通事故の現状	2
2	道路交通事故の見通し	2
3	道路交通安全対策の今後の方向	2
第2節	講じようとする施策	3
1	道路交通環境の整備	3
(1)	交通安全施設等の整備	3
(2)	効果的な交通規制の推進	3
(3)	その他の道路交通環境の整備	4
2	交通安全思想の普及徹底	4
(1)	生涯交通安全教育の推進	4
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	5
3	安全運転の確保	6
4	道路交通秩序の維持	6
5	救助・救急活動の充実	6
6	被害者救済対策の充実	6
7	冬季の交通安全確保	6

第1章 計画の性格

1 趣旨及び根拠

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、浦幌町の区域における陸上の交通安全に関して、国・道に準じた施策とともに、浦幌町の地域特性に応じた施策を実施することを目的として作成するものである。

2 位置付け及び期間

この計画は、令和3年2月4日に中央交通安全対策会議が決定した第11次交通安全基本計画」における陸上交通の部に基ついており、令和3年度から令和7年度までを計画期間としている。

3 性格及び内容

この計画は、浦幌町の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり道路交通における交通の安全に関する対策の今後の方向と施策等を内容としている。

第2章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

浦幌町における交通事故による死傷者は、昭和46年に105人と最悪を記録して以来、減少傾向を示し、第4次計画の初年である昭和61年には22人まで減少し大きな成果をあげることができた。その後は横ばい状態が続いておりましたが、第10次計画の最終年である令和2年では死者0人、傷者1人を記録し前年比では死者については1人の減、傷者については10人の減となった。

近年における交通事故の特徴は次のとおりである。

- 交通事故死者のうち65歳以上の高齢者が占める割合が高いこと
- シートベルトの着用率の向上、車両の安全装備の充実により自動車乗車中の致死率は低下しているが、依然、事故死者のうちシートベルトの非着用者の割合が高いこと
- スピードの出し過ぎが原因の事故が発生した場合、死亡事故につながる危険が高いこと。
- 冬季間においては、路面が凍結することから、スリップによる軽傷事故と物損事故が発生すること
などの特徴が挙げられる。

2 道路交通事故の見通し

道路交通事故を取り巻く状況は、経済社会の動向に伴い複雑に変化すると見込まれ、正確には見極めがたいところではあるが、公共交通手段の少ない浦幌町の現状から、移動手段として自動車をはじめとする道路交通に依存することが見込まれる。加えて、今後は高齢者人口の占める割合が増えることが見込まれるなど、依然として厳しい状況が続くものと予想される。

3 道路交通安全対策の今後の方向

本町の道路網は、北海道横断自動車道、国道3路線及び道道・町道の道路環境整備が着実に整備され、それに伴い大型輸送車両や春から秋の観光シーズンにおける通過車両の増加、また、冬期間は積雪寒冷に伴い路面が積雪または凍結するという条件下にある。

こうした現状と交通事情の予測に立って人命尊重の理念の下に、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる交通環境の確立と交通安全教育を推進する。

このためには、質の高い交通安全施設の整備充実、生涯にわたる交通安全教育の推

進、シートベルト及びチャイルドシートの着用義務・安全速度の習慣化・夜光反射材の着用促進の三大運動の周知徹底を図るとともに広く町民が自発的に参加できる体制づくりの強化をはじめとする各般の交通安全対策を総合的かつ強力に実施するものとする。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他の早急に交通の安全を確保する必要がある道路については、総合的な計画の基に交通安全施設等を次の方針により量的質的に整備し、安全・円滑かつ快適な道路交通の確保を図る。

(ア) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故発生の高危険性の高い場所に道路標識を設置する。また、既設の道路標識については、交通状況の変化に対応できるよう必要な改善を図る。

(イ) 歩行者の安全を図るため、市街地及び歩行者の多い道路について歩道を重点的に整備するとともに、歩行者の横断に危険のある場所については、利便性を考慮しながら横断歩道等の整備拡充を図る。

(ウ) 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道を積極的に整備する。

(エ) 児童及び幼児の通行の安全を確保するため、通学・通園路網について十分配慮する。

(オ) 上記のほか、安全の確保のため危険箇所の交通安全旗及び啓発看板等を設置し道路環境を損なわぬよう随時点検補修する。

イ 道路の新設・改築等に伴う交通安全対策の推進

(ア) 一般道路の新設・改築にあたっては、交通安全施設についても併せて整備促進を図る。

(イ) 山間部等の道路の交通危険箇所については、落石などの事故を防ぐため落石防護柵等の施設の整備促進を図る。

(2) 効果的な交通規制の推進

ア 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、浦幌町の道路網全体の中でのそれぞれの道路の機能、構造に応じた効果的な交通規制を行う。

イ 事故多発地域・路線における規制

交通事故の多発が予想される危険地域・路線については、最高速度の指定、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制の推進を図る。

(3) その他の道路交通環境の整備

ア 路上駐車の適正化

道路交通の危険を防止し、交通の実情及び地域性に応じ、駐車禁止場所の拡大を図り、円滑な交通を推進する。

イ 自転車駐車対策の推進

既存の自転車駐車場について一層の有効活用を図る。

ウ 子供の路上遊戯による事故防止対策の推進

子供の路上遊戯による事故防止を図るため、極力路上を遊び場とさせない環境づくりの促進を図る。また、子供に対しあらゆる広報媒体を活用し、路上が遊び場としては非常に危険なところだということを認識させる。

エ 災害発生時における交通規制等

災害が発生、または、発生する恐れがある場合には、関係機関との連携を密にし、交通混乱防止のための交通規制が行える体制づくりの促進を図る。

2 交通安全思想の普及

(1) 生涯交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責務を自覚し、交通安全意識とマナーの向上に努め、良識ある社会人を養成するため、家庭・学校・地域・職域の領域別、各発達段階別に応じ、あらゆる交通安全教育の機会を確保し、各領域別との有機的連携を保ちながら交通安全教育を推進する。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対しては、早い時期から交通安全教育を実施する必要がある、まず、身近な生活での交通安全のきまりを理解させ、進んできまりを守り安全に行動できる態度や習慣を身につけさせることを目標とする。

そのため浦幌町では、認定こども園、保育園での交通安全教室に力を入れるとともに家庭での指導者である保護者を対象とした講習会への参加を促進し、活動強化を図る。

イ 学校における交通安全教育

小・中学校の児童・生徒に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域性に応じて、日常生活での交通安全に必要な事柄を理解させるとともに、常に的確な判断と行動が出来る良識ある人間づくりを図る。

そのためには、交通安全教室等の開催により、歩行者としての安全、自転車の利便性と安全な利用等の実践指導を行う。

また、高校生に対しては、特別活動や生徒会活動を通じ、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止などについて、更に理解を深めさせ、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる人間づくりを目標とする。

ウ 地域社会における交通安全教育

浦幌町における交通安全指導の充実を図るため、浦幌町生活安全推進協議会、浦幌町交通安全協会、浦幌町女性ドライバー友の会等の各交通安全組織の活動に対し、積極的に指導、協力を行い、これらの活動により正しい交通ルールとマナーを習慣づけるとともに、交通安全活動に対し積極的に参加できる体制づくりを推進し、地域全体の交通安全意識の高揚を図る。

また、高齢者の交通安全対策については、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に影響することを老人クラブ、寿大学などの交通安全講習会等において、積極的かつ充実した指導を行うとともに「自分の安全は自分で守る」という意識を呼び起こし、夜間における交通被害を防ぐため夜光反射材の活用等、交通安全用品の普及にも努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

広く町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。

また、期別ごとに展開される交通安全運動に連動し、生活安全指導車による巡視啓発活動を行うとともに、各関係機関・団体に対し、各期別運動の実施要綱等を送付し、地域・職域の実情に応じた活動の推進を図る。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車は、本来車両であるため道路を通行するときは車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことを理解させるものとする。特に、歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図るものとする。薄暮から夜間にかけての重大事故が多発する傾向から、灯火の点灯を徹底し側面等への反射材の取付けを促進する。

また、幼児が同乗中の危険性について広報啓発を推進し、幼児向けヘルメットの使用について促進する。

ウ シートベルト着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた着用の推進を図ることとする。

エ チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について認定こども園、保育園等と連携し保護者に対して広報啓発・指導に努める。

オ 反射材の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及に努める。

反射材の普及に際しては、全年齢層を対象とする。

カ 効果的な広報の実施

町民に対し交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる媒体を活用し効果的な広報活動を行う。主な活動内容としては月1回発行される広報「うらほろ」を活用し、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが重要であり、このため運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた指導に努めることとする。特に今後大幅に増加することが予想される高齢運転者には、自らの運転特性を理解した安全な運転をさせるための教育等の充実に努めるものとする。

4 道路交通秩序の維持

一般道路における重大事故防止のため、浦幌町内の各駐在所と浦幌町交通安全指導員との連携をとり、交通指導體制を充実し歩行者及び自転車利用者に対する保護と自転車の安全な利用等の指導を積極的に推進する。

さらに暴走族対策を強力に推進するため、関係機関、団体が連携し地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進する。

5 救助・救急活動の充実

交通事故による救急、救助に対処するため、関係機関との連携を密にし、円滑な運用に努める。

6 交通事故被害者支援の充実

(1) 交通事故相談活動については、事故当事者に対し広報の活用等により相談の機会を提供する。

(2) 交通事故により保護者を失った児童・生徒については、育成資金の貸付制度を紹介し援助を図る。

7 冬季の交通安全の確保

(1) 安全・円滑な交通安全の確保

冬季における安全かつ円滑な道路を確保するため、関係機関の協力を求め、良

好な路面の確保に努める。

特に市街地においては、道路機能の維持を図り、歩道の除雪など住民の協力を求める。

(2) 冬季の安全運転の確保

冬道の安全運転を確保するためには、冬季特有の気象や路面における運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、冬季の交通環境に対応した交通安全教育を充実させ、安全運転意識の促進に努める。